

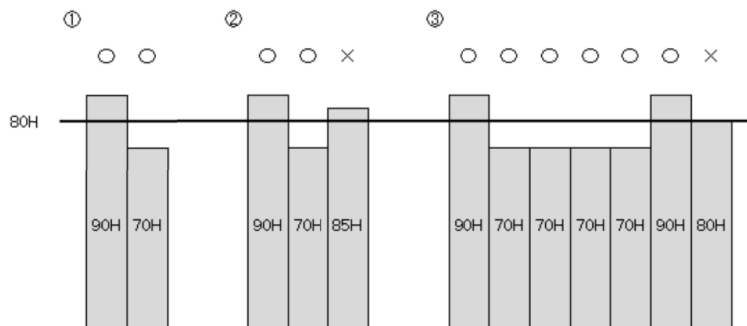
SATO'S NEWS LETTER

時間外労働の上限規制が導入されます。

働き方改革関連法成立に伴い、労働基準法が改正されます。
2019年4月1日より、時間外労働の上限規制が導入されます。
(但し中小企業への適用は2020年4月1日です)

2019年4月以降は以下のように変更となります。

法律上の上限規制	原則	法定労働時間(労基法第32条)	
		1週 40時間以内	かつ 1日 8時間以内
	例外	36協定(労基法第36条)	
		36協定の締結 ⇒ 労基署に届出 ⇒ 免罰効果	
		休日労働含まず 月 45時間以内 かつ 年 360時間以内	
		(3ヶ月超の1年単位の変形労働時間制 月 42時間以内 かつ 年 320時間以内)	
	特別条項	特別条項付き 36協定(臨時的な特別の事情がある場合に限る)	
		↓休日労働含まず	
		年 720時間以内	かつ 休日労働を含め 月 100時間未満
			かつ 休日労働を含め 2月~6月平均 80時間以内
		月 45時間(42時間)を超えることができるのは、年間 6回まで	



・連続する2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれの期間においても、休日労働を含んだ月平均の残業時間が「80時間」以内にならなければなりません。

・法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。

※自動車運転の業務・建設事業・医師・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業においては適用が猶予されます。

※新技術・新商品等の研究開発業務については、医師の面接指導、台替休暇の付与等の健康確保措置を設けた場合には、上限規制の適用が除外されています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。
労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

2019年2月号
(No.109)



CONTENTS

- 時間外労働の上限規制が導入されます…………… P.1
- 助成金ニュース…………… P.2
- 「無期転換ルール」への対応について今一度確認を行いましょ…………… P.3
- セミナー情報…………… P.4
- 人事労務ニュース…………… P.4
- スタッフ紹介…………… P.4

2月の社会保険労務と税務

2月12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

2月28日

- 健康保険・厚生年金保険料納付

公式 Facebook ページ開設



いいね!

助成金ニュース

両立支援助成金（再雇用者評価処遇コース）

妊娠・出産・育児・介護を理由として退職した労働者を対象にその経験・能力を評価され働くことができる再雇用制度により再雇用を行い、かつ対象者を継続雇用した場合に受けられる助成金です。

対象となる事業主

- （１）以下の全てに該当する再雇用制度を新たに労働協約又は就業規則に規定していることが必要です。
- ①制度の対象となる退職理由として、「妊娠・出産・育児及び介護」のいずれも明記していること。
 - ②退職者が退職の際又は退職後に再雇用を希望する旨の登録をし、事業主が記録していること。
 - ③制度の対象となる年齢について定年を下回る制限を設けていないこと。
 - ④退職後の期間が一定期間の者のみを対象とする場合、その期間は３年以上であること。
 - ⑤再雇用する場合は、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記していること。
 - ⑥対象者が退職後から再雇用までの間に就業経験、能力開発の実績がある場合には当該実績を評価し、処遇の決定に反映させることを明記していること。
 - ⑦対象者の中長期的な配置、昇進、昇給等の処遇については退職前の勤務実績及び退職後から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討するものになっていること。
- （２）制度の施行後に対象者を採用し、期間の定めのない雇用契約により継続して６か月以上雇用していること。
- （３）育児・介護休業法の水準を満たし内容で労働協約又は就業規則に規定していること。
- （４）「雇用保険被保険者を解雇していない」等の不支給要件に該当していないこと。

対象となる労働者

- ①妊娠、出産、育児及び介護のいずれかの理由で退職した者であり、再雇用制度によって採用された者であること。
- ②退職時又は退職後に退職理由と再雇用の希望を申し出ていることが書面で確認できること。
- ③退職日前日時点で当該事業所の雇用保険被保険者として継続して雇用されていた期間が１年以上あること。
- ④再雇用に係る採用日において、退職日翌日から起算して１年以上経過していること。
- ⑤再雇用制度に基づき評価、処遇されていることが、支給申請書において確認できること。
- ⑥再雇用に係る採用日から１年以内に期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険被保険者として６か月以上継続して雇用されていること。

受給できる額は以下のとおりです。

生産性要件を満たした場合は＜ ＞の額を支給

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
１人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
２～５人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※ 上記の額を、継続雇用６か月後、継続雇用１年後の２回に分けて半額ずつ支給

申請期限

継続雇用６か月後の申請（１回目）：６か月経過する日の翌日から２か月以内

継続雇用１年後の申請（２回目）：１年経過する日の翌日から２か月以内



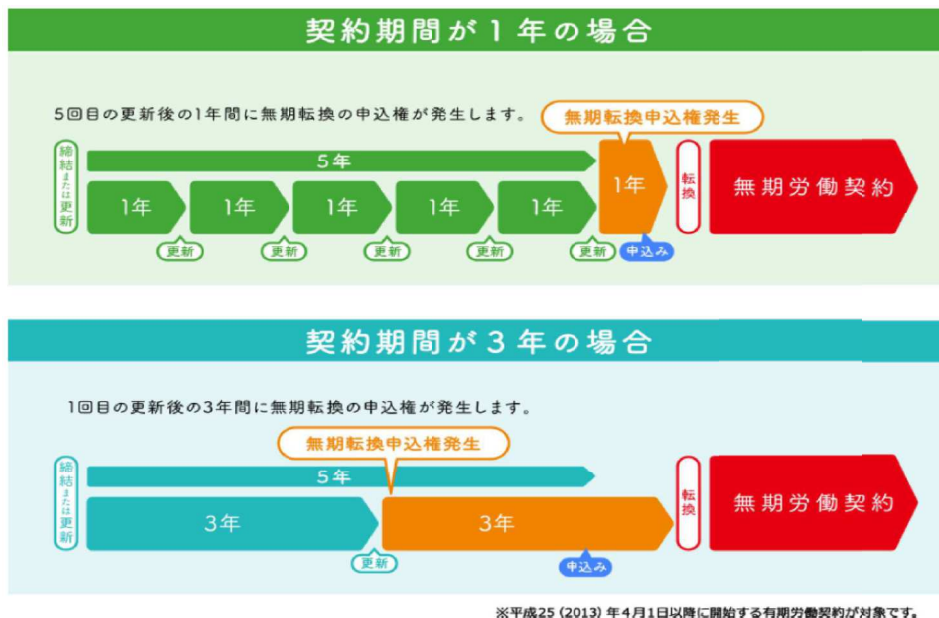
無期転換ルールへの対応について今一度確認を行いましょ

もうすぐ有期契約労働者の契約更新時期です。
「無期転換ルール」への対応について、今一度確認を行いましょ。

有期労働契約で働く方が、無期雇用労働契約への転換を申し込むことができる「無期転換ルール」が、2018年4月から本格的にスタートしています。

◆「無期転換ルール」

2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えた場合、有期契約労働者（契約社員やアルバイト等と呼ばれる社員）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールのことです。無期転換の申込みがあった場合、現在の有期労働契約が終了した日の翌日から無期労働契約となる為、例えば、現在の契約期間が3月末までであれば、今年の4月1日から無期労働契約となります。



年度末にかけて、契約更新をする有期契約労働者が増える時期となりますが、無期転換申込権が発生する労働者がいるのかどうか、有期契約労働者の通算契約期間を今一度ご確認いただき、対象者の実態把握を行いましょ。

なお、「無期転換ルール」の適用を意図的に避けることを目的に、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇などを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

また、有期契約労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立する為、事業主側は断ることができません。

有期労働契約の満了前に、事業主が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので慎重な対応が必要です。

セミナー情報

最新！補助金・助成金活用勉強会

助成金のスペシャリストがお届けする人気セミナーを開催致します！

講師：株式会社 イースリー 武藤 貴光（むとうたかみつ）氏

社会保険労務士法人サトー 河村 裕太郎（かわむら ゆうたろう）氏

【第1部】新しい「省エネ補助金」はじまります。

平成31年度「省エネ補助金」の特徴と概要、申請の要点と活用事例をご紹介します。

【第2部】最新助成金活用方法をレクチャーいたします。

①助成金とは？

（ア）助成金が受給できるケース

（イ）助成金をもらう手順

（ウ）注意点

②活用しやすい助成金

③人材定着、人材確保に特化した助成金

①～③についてご紹介いたします。

◆日時：平成31年2月18日（月）13：30～17：00

◆会場：社会保険労務士法人サトー広島事務所 研修室
（広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8階）

◆費用：無料（先着50名様まで）

◆お申し込み締切：2月15日（金）まで

◆お申込み、お問い合わせ：弊社まで



人事労務ニュース

・扶養家族の要件変更へ健康保険法改正案概要まとまる（1月18日）

厚生労働省は17日、外国人労働者の受入れ拡大に伴い、健康保険から給付を受けられる扶養家族の要件を「原則、日本国内に居住していること」とする健康保険法等の改正案の概要を公表しました。今月末召集予定の国会に法案提出を目指しています。施行は2020年4月1日を予定しています。

スタッフ紹介

清本 麻衣子
（きよもと まいこ）



血液型：O型
趣味：読書
（池波正太郎と浅田次郎が好きです）

昨年9月に総務・経理担当としてサトーへ入職いたしました。前職では約20年間、財務と管理業務を行ってまいりました。初めての転職で不慣れな点多々ございますが、これからもお客様とサトーが実りある未来へと共に歩んでいけるよう日々業務に励んでまいります。皆様にとぞよろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町I 6階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983